



新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策は、「手洗い・うがい」「マスクの着用」「3密（密集・密接・密閉）の回避」「換気」などです。油断することなく感染対策に努めましょう。

■新型コロナワクチン3回目接種について

3回目接種については、町内医療機関において接種できるほか、県庁の大規模接種会場を利用して接種することもできます。大規模接種会場を利用したい方は、健康増進課に申し込みください。なお、大規模接種会場で使用されるワクチンは、モデルナ社ワクチンとなります。



■新型コロナウイルス感染症に関する相談先・受診のし方について

発熱等の症状がある方は、かかりつけ医等地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をした上で、マスクを着用し、指定された時間を厳守して、医療機関の指示に従い受診してください。かかりつけ医がない場合などについては、下記にご相談ください。

- | | | |
|-----------------|------------------|------------------------|
| ○受診・相談センター（県庁内） | TEL 029-301-3200 | 8:30～22:00（土日・祝祭日を含む。） |
| ○ひたちなか保健所 | TEL 029-265-5515 | 9:00～17:00（平日） |

■新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への食料品支援について

新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、自宅療養をしている方および保健所から濃厚接触者（同居家族）とされ、自宅待機をしている方のうち、希望する方に食料品（レトルト食品等）支援を無料で行います。この支援に関して知り得た個人情報、いっさい外部に漏らしません。支援対象者となり、支援を希望する場合は、健康増進課までご連絡ください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



新型コロナウイルスの無料検査について

茨城県による感染不安を感じる方への新型コロナウイルスの無料検査が再開し、3月31日（木）までの期間において実施しています。

県が指定する薬局等で自己採取により無料でPCR等検査ができますが、発熱等の症状がある方は対象外（医療機関受診）となります。

詳細は、下記の茨城県ホームページ等でご確認ください。

■感染不安を感じる方へのPCR等無料検査

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/yobo/muryokensa.html>



- | | | |
|-----------------|------------------|------------------------|
| ○受診・相談センター（県庁内） | TEL 029-301-3200 | 8:30～22:00（土日・祝祭日を含む。） |
|-----------------|------------------|------------------------|

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



保健師、助産師、看護師、准看護師および歯科衛生士修学資金貸与の御案内

町内における看護職等の不足解消を図るため、修学後、町内で業務に従事する方に修学資金を貸与します。

- 対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師および歯科衛生士の資格取得のために、学校、養成所に令和4年度入学する方または在学中の方
- 貸与額 月額 7 万円
- 申込期限 4月21日（木）※希望者が多数の場合は、選定があります。
- 定員 1 人
- 申込先 健康増進課（保健センター内）

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

個人番号

マイナンバーカード（個人番号カード）の休日申請受け付け

マイナンバーカードは、申請により無料（紛失等を除く。）で交付される、本人確認とマイナンバーの確認が1枚でできる唯一のカードです。また、令和4年9月までにマイナンバーカード申請を行った方は、マイナポイント（第2弾）の対象となります（マイナポイント第1弾で5,000ポイントを付与された方は除く。）。なお、マイナポイントの付与対象期間は令和5年2月までです。町民課では、大子町に住民登録されている方を対象に、職員が申請のサポートをしていますので、ぜひこの機会に作成してみませんか？

- 受付日時 4月10日（日）9:00～12:00
- 受付場所 町民課
- 申請・受取方法

- 申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは、後日、本人限定受取郵便で受け取る場合
 - ・持参するもの 申請時：（※）Aを2点またはAとBを各1点+通知カード
- 申請と受取時に来庁し、マイナンバーカードを町民課窓口で受け取る場合
 - ・持参するもの 申請時：（※）AまたはBを1点
 - 受取時：（※）Aを1点またはBを2点+交付通知書（はがき）+通知カード

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。
 ※平日の受付時間は、8:30～17:15（水曜日は19:00まで）です。
 ※マイナポイントの申請サポートも行っています。
 ※電子証明書の更新を希望する方は、マイナンバーカードを持参してください（暗証番号も必要です。）。

本人確認書類（※）	
A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、身体障害者手帳など
B	健康保険証、介護保険証、年金手帳、後期高齢受給者証、限度額認定証、医療福祉費受給者証（マル福）、学生証、社員証、生活保護受給者証、母子手帳 など

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112



年次有給休暇を上手に活用しましょう

【事業主の皆さんへ】

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

- （※1） 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。
- （※2） 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

問合せ 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295



放射性物質測定結果について

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機(バクレルモニター)を導入し、町民の方から申請のあった町内で生産および採取された農畜林水産物等の測定を行っています。令和4年2月に測定した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所(大字)	セシウム合算(Bq/kg)	ヨウ素131(Bq/kg)
イノシシ肉	1	冥賀	検出せず	検出せず
ふきのとう	1	山田	検出せず	検出せず

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。イノシシ肉、こしあぶら、野生きのこは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>



問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



不動産鑑定士による不動産無料相談会（完全予約制）

不動産鑑定士が、不動産の価格などのご相談に無料でお応えします。開催時間は、各会場とも、10:00～12:00、13:00～16:00（1件1時間程度）です。

- 【水戸会場】 4月12日（火） 茨城県開発公社 1階中会議室（水戸市笠原町978-25）
- 【土浦会場】 4月13日（水） 県南生涯学習センター 5階小講座室1（土浦市大和町9-1）
- 【日立会場】 4月22日（金） 日立シビックセンター 5階501号室（日立市幸町1-21-1）

※予約受け付けは、水戸会場は 4月1日(金)、土浦会場は 4月11日(月)、日立会場は4月18日(月)のそれぞれ17:00までです。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合があります。最終的な開催可否の判断は3月中旬頃を予定しています。

申込・問合せ 一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会 TEL 029-246-1222（平日9:00～17:00）



【協会けんぽ】 保険証を使えるのは退職日までです

協会けんぽにご加入の方が、保険証を使用できるのは退職日までです。ご家族（被扶養者）の保険証も同様に、ご本人（被保険者）の退職日の翌日から使用できなくなります（パートの方などで、勤務時間や日数が減少し被保険者資格を喪失する場合は、「資格喪失日」以降、保険証は使用できません。）。

また、ご家族（被扶養者）が、就職等により扶養から外れる場合は、扶養から外れた日から保険証を使用できなくなります。

お勤めの会社を退職される場合や、扶養から外れる際は、必ず保険証を会社へご返却ください。

問合せ 協会けんぽ茨城支部 業務グループ TEL 029-303-1582



大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果）

観測場所	観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv/h}$ ）※原子力規制庁提供情報
大子町役場	2月 1日 正午	0.047
	2月15日 正午	0.048
	2月28日 正午	0.049

※参考 一般の方の年間追加被ばく量は、1mSv（ミリシーベルト）と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 」が国（環境省）が定める基準です。この数値の環境下で1年間過ごした場合に、1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114



令和4年度就学援助申請のお知らせ

大子町では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる費用の一部を支援する就学援助を行っています。就学援助を希望する方は、次のとおり手続きをお願いします。

就学援助の対象となる方

大子町立小中学校に在学する児童生徒の保護者(大子町在住)で、次のいずれかに該当する方

- | | |
|--|----------------------------|
| ①生活保護法の適用を受けている。 | ②町民税が非課税または減免されている。 |
| ③個人の事業税が減免されている。 | ④固定資産税が減免されている。 |
| ⑤国民年金の掛金が減免されている。 | ⑥国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている。 |
| ⑦児童扶養手当の支給を受けている。 | ⑧生活福祉資金の貸付を受けている。 |
| ⑨失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または公共職業安定所登録日雇労働者である。 | |

■申請受付期間 4月1日(金)～4月12日(火) 8:30～17:15 ※土・日、祝日を除く。

■提出先 教育委員会事務局学校教育担当(中央公民館2階)または各小中学校

■申請に必要なもの 申請書、証明書類(対象となる事実を確認できる証明書等の写し)

■世帯の所得調査について

就学援助の申請においては、個人番号(マイナンバー)を利用し、所得を証明する書類等の提出を省略することが可能です。また、町県民税の申告をしていない世帯については、税額等の確認ができず、就学援助認定を行うことができませんので、申請前に申告を済ませてください。

※申請書は、町ホームページからダウンロードできます。また、在学中の小中学校または教育委員会事務局学校教育担当で受け取ることができます。

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 TEL 79-0170



心身に障がいのある方に対する自動車税種別割の減免制度

減免対象者	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方 ※障がいの区分、等級により減免できない場合があります。
減免の対象となる自動車	心身に障がいのある方が通院・通学・通所もしくは生業のために使用する自動車 ※障がいのある方1人に対し、1台が対象です。
申請方法	必要な書類をお持ちのうえ、県税事務所へ来所し申請してください。 ※減免の要件により必要な書類等が異なりますので、事前に県税事務所にお問い合わせください。
申請時期	令和4年度から減免を受ける場合は、令和4年5月31日(納期限)までに申請してください。 ※5月31日(納期限)を過ぎると翌年度からの減免となります。

※新車、中古自動車新規登録に係る減免や自動車税環境性能割減免については、登録日から30日以内に水戸県税事務所自動車税分室(茨城運輸支局内)で申請してください。

※軽自動車の減免申請については、大子町税務課(TEL 72-1116)にお問い合わせください。

問合せ 茨城県常陸太田県税事務所 収税第一課 TEL 0294-80-3314



無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。※相談は1件あたり1時間程度です。日時は変更になる場合があります。

■日時 4月14日(木) 10:00～15:00(12:00～13:00を除く。)

■場所 役場会議室(個別に案内) ■定員 4人(要予約・先着順)

■申込期間 4月6日(水)～4月13日(水) ■相談員 山口康夫氏(前国土館大学法学部教授)

※既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

申込・問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124(9:00～12:00、13:00～16:00)



ベストパートナー助成金

いばらき出会いサポートセンターでは、結婚を希望する独身の方の出会いの場づくりに取り組んでいます。新システムAIマッチングシステムでは、成婚に向けて高い交際率となるよう、AIによってお相手を抽出しマッチングを行います。町では、町民の方の入会登録料11,000円（2年間有効）を初年度に限り助成していますので、積極的にご活用ください。

■助成金申請先 まちづくり課

※申請書は、まちづくり課または町ホームページからダウンロードできます。



※入会方法等は、いばらき出会いサポートセンターをご確認ください。
(<http://www.ibccnet.com> TEL 029-224-8888)



問合せ まちづくり課 TEL 72-1131



飲用井戸水の水質検査

各家庭の井戸水は、井戸の設置者が自己責任により管理するものです。水質検査を行い、安全性を確認して飲用しましょう。

■日時 毎月第2水曜日 10:00～11:00 ■場所 保健センター ■料金 8,250円(税込)
■検査機関 (一財)茨城県薬剤師会検査センター TEL 029-306-9086

※専用の容器が必要となりますので、必ず事前に保健センターへ取りに来てください。

※水質検査については、ひたちなか保健所常陸大宮支所内食品衛生協会でも扱っています。受付日時については、食品衛生協会（TEL 0295-53-5476）へお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



大子町公式アプリのご案内

町の公式アプリは、現在、約3,500人の方にご利用いただいております。災害や新型コロナウイルス感染症に関する情報など各種情報をいち早く発信しています。また、広報だいがやハザードマップを簡単に確認できるほか、AI乗合タクシー予約サイトへも簡単にアクセスできます。

救急協力当番病院もすぐに確認できますので、ぜひご利用ください。



iOS版



Android版



↑
「リンク」を押すと上の画面になります。

問合せ まちづくり課タウンプロモーションチーム TEL 72-1131



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

令和4年度固定資産税の課税に当たり、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します。縦覧する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証等）をご持参ください。

■期間 4月1日（金）～5月2日（月） 8:30～17:15 ※土・日、祝日を除く。

■場所 税務課（本庁舎1階）

■縦覧対象者

大子町固定資産税の納税義務者または納税者から委任された方（委任状をご持参ください。）

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116



ウクライナ人道危機救援金の受け付けについて

ウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの市民が緊張と不安の中で過ごしています。すでに子どもを含む市民の死傷者が報告され、市民生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人々が、周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア等）に避難しています。

この状況を受け、日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字社・赤新月社連盟、各国赤十字社が実施するウクライナでの人道危機対応およびウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するための海外救援金の募集を、5月31日（火）まで行っています。福祉課および大子町社会福祉協議会窓口での受け付けのほかに、ゆうちょ銀行・郵便局での口座振込でも対応しています。

皆さんの温かいご支援をよろしくお願いします。

■ゆうちょ銀行・郵便局

口座番号 00110-2-5606 口座名義 日本赤十字社

※振込依頼書の備考欄に「ウクライナ人道危機」と記載してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

（ATMによる通常振込およびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります。）

※受領証をご希望の場合は、振込用紙の通信欄に「受領証希望」と明記のうえ、お名前、ご住所、お電話番号を記載してください。

詳しくは、日本赤十字社のホームページをご覧ください。

<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/ukraine/>



問合せ 日本赤十字社茨城県支部大子町分区（福祉課内） TEL 72-1117



ごみの野焼きは禁止されています！

ごみ（廃棄物）を野焼き（野外焼却）することは、一部の例外を除いて禁止されています。

昨年は、野焼きから延焼し火災が6件発生しています。平成13年4月以降、いわゆる「野焼き」は、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条の2で禁止されており、厳しい罰則（5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはこれらの併科）が適用されます。

ごみは焼却せず、地区のごみ集積所に出すか、量が多い場合は、環境センターへ持ち込んでください。



※火災とまぎらわしい煙や炎が上がる場合は、事前に消防本部へ届け出をしてください。この届け出は、野焼き等の煙を火災と間違えて出動をすることを防ぐもので、野焼き等を許可しているものではありません！

問合せ 生活環境課 TEL 72-8802

消防本部予防課 TEL 72-0119



応急仮設住宅解体工事完了のお知らせ

令和元年東日本台風により、被災された方に住まいを提供するために建設された大子地区と袋田地区の応急仮設住宅については、利用されていた方全員が退去を終え、新しい生活をそれぞれの場所でスタートされました。被災から2年余が過ぎ、役目を終えた仮設住宅は令和3年度末までに解体工事が完了し、復興への歩みがまた一歩進みました。これまで、仮設住宅に関してご協力、ご支援をいただいた関係者の皆さんに感謝いたします。

問合せ 建設課 TEL 72-2611

－ 次回の発行は、4月5日（火）です。 －